

近畿高等学校統一応募用紙の改定に関する実証的研究  
－1971～2018年における紹介書と履歴書を対象に－

森 均\*

An Empirical Study on the Revision of the Kinki Senior High School Unified  
Application Form: For the introduction letter and the resume in 1971 to 2018

Hitoshi Mori

近畿高等学校統一応募用紙は、昭和46（1971）年度から使用が始まり、就職差別の防止に大きな役割を果たしてきた。その後、改定が繰り返されてきたがその過程や意義を明らかにした論考はない。

そこで、本論考では近畿高等学校統一応募用紙の紹介書と履歴書に着目し、その改定の歴史を明らかにするとともに、それぞれの意義を考察することによって人権意識のさらなる涵養に寄与することを目的とする。

---

\*大阪女学院大・短大教員養成センター

## 1 はじめに

近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）で使用されている近畿高等学校統一応募用紙（現在は、その1、その2、その3として、紹介書、履歴書、調査書がある。以下、まとめて適時「近畿統一用紙」と表記する）は、高校生が就職試験を受験するために求人事業所に提出する用紙である。昭和46（1971）年2月に制定された近畿統一用紙は、昭和46（1971）年度から使用され、高校生の就職差別の防止に大きな役割を果たしてきた。

筆者は、大阪府公立学校教頭会の要望に応じて近畿統一用紙の制定過程について講演を行い、高校生に対する就職差別の根絶に向けた昭和45（1970）年当時の教員、教育委員会、労働、関係団体の熱い志とその取り組みを紹介した。

現在、大阪府立学校においては、団塊の世代の退職に伴い経験の浅い教員が採用されており、教員の年齢構成がワイングラス型からダンベル型に変貌しさらには逆ワイングラス型になりつつある。その結果、今まで培ってきた様々なノウハウだけでなく非言語的な内容の継承も課題になっており、このことは教員だけでなく管理職にも及ぶことから大阪府公立学校教頭会からの講演依頼になったと考える。

さて、大阪府公立学校教頭会での講演<sup>(1)</sup>が契機となって近畿統一用紙の制定過程に関する論考<sup>(2)</sup>をまとめることができたのであるが、その内容は昭和45（1970）年以前の状況にとどまっていた。

近畿統一用紙は制定以来幾多の改定を経て現在に至っており、その改定の意味を知り、理解することは現在の教育関係者にとって人権意識をさらに高め人権感覚を養うことにつながると考える。しかしながら改定の状況や意味を示した論考はない。唯一大阪府高等学校進路指導研究会の創立40周年記念誌に改定の歴史が年表<sup>(3)</sup>としてまとめられているが出典が明らかにされていないし、進路指導とりわけ就職指導に深く関わった者でないと理解が難しい内容である。

そこで、本論考では近畿統一用紙のなかで全国高等学校統一応募用紙（現在は、履歴書、調査書。以下、まとめて「全国统一用紙」と表記する。）にない紹介書にまず着目し、次に履歴書については全国统一用紙との比較も含めて改定の歴史と意味を考察する。このことによって多くの人達の人権意識のさらなる涵養に寄与したいと考える。なお、調査書の改定については、学習指導要領の改定と密接に関係しているので紹介書と履歴書に着目した。

## 2 研究の方法

近畿統一用紙が近畿高等学校進路指導連絡協議会（以下、適時「近進協」と表記する）によって制定された昭和46（1971）年度から平成30（2018）年度までの期間に使用された紹介書、履歴書について次の資料をもとに改定の状況を調べた。

- ・大阪府教育委員会事務局等が発行した文書
- ・冊子「採用と人権－従業員採用の手引き－」：昭和62年度版～平成11年版（発行：大阪府労働部・公共職業安定所）、平成12年度から平成29年度版（発行：大阪府商工労働部・大阪労働局・公共職業安定所）

- ・大阪府高等学校進路指導研究会の機関誌「進路」：第5号（1971）～第51号（2017）
- ・元大阪府高等学校進路指導研究会会長の講演記録など

### 3 紹介書（近畿統一高等学校用紙 その1）改定の歴史

#### (1) 昭和48（1973）年度改定

- ① 制定時の本文は次のとおりであった。

<制定当初>

貴社ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて本校卒業見込み者を貴社へ紹介するようご依頼を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては下記の者を紹介いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

- ② ①の本文に下線箇所の文章を追加した。

<改定後>

なお、不採用があった場合は、今後の指導に役立てたいので、理由を明記して書類を学校へ返却してください。

<考察>

昭和46（1971）年度、近畿統一用紙制定当初の紹介書は①に示したように単なる紹介文であったが、2年を経て、上述の下線の文章が追加された。紹介書は公印を押して発行されるので、公文書によって不採用理由の説明を求めることになった。つまり、不採用という結果のみを通知してくる事業所に対してその理由の明確化を求めことができるようになるとともに、不採用の理由を高等学校教員が吟味することができるようになったのである。このことによって、紹介書の持つ意味は大きく変わったと考える。

なお、改定前、すなわち制定時の紹介書<sup>(4)</sup>を別紙資料1、改定後の紹介書<sup>(5)</sup>を別紙資料2に示す。

#### (2) 昭和49（1974）年度改定

- 本文の最後に次の文言をカッコ付きで追加した。

（選考日時などの通知は、本人および学校あてにお願いします。）

#### (3) 昭和53（1978）年度改定

- 下線の箇所を改定・追加した。

<改定後>

貴社ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、過般お申し込みいただきました求人について、下記の生徒を紹介いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、採否通知は学校および本人分各一通を作成して、速やかに学校へお送り下さい。また、不採用の場合は、今後の指導に役立てたいので、その理由を具体的に明記し、応募書類とともに学校に送付して下さい。

(選考日時、場所、方法、携行品の通知は、学校および本人あてにお願いします。)

<考察>

採否通知を本人宛のみに送付する事業所があることから、学校宛と本人宛を学校に送付することを明確にし、不採用後の指導を迅速に行えるようにした。また、不採用理由の具体的な記述を求めるとともに、応募書類の返送も明確化し、不採用者の個人情報の保護に配慮した。さらに、採用選考日時の通知に当たって、場所、方法、携行品の明記も明確にした。

なお、改定後の紹介書<sup>(6)</sup>を別紙資料3に示す。

昭和52・53年度に使用された紹介書は入手できなかったが、昭和53(1978)年6月12日に開催された近畿協において紹介書の文面について議論されていた<sup>(7)</sup>。このことから昭和53(1978)年度改定とした。

(4) 平成3(1991)年度改定

○ 紹介生徒の欄を次のように変更した。

紹介生徒の「学科名」・「性別」・「氏名」の各欄を5名分2列(計10名)から5名分1列(計5名)とした。

(5) 平成5(1993)年度改定

① 発出者を「高等学校長」から「学校長」とした。

② 本文において次の下線の箇所を加筆・修正し、より丁寧で具体的な表現にした。

<改定後>

採否の通知につきましては学校および本人分各一通を作成の上、速やかに学校にお送り下さい。また、不採用の場合は、今後の指導に役立てたく考えますので、学校あて書面にその理由を具体的に明記し、応募書類とともに学校に送付して下さい。

<考察>

発出者を「学校長」としたことで、近畿統一用紙は特別支援学校(当時は、盲・聾・養護学校)高等部卒業生も対象であることを明確化した。

(6) 平成7(1995)年度改定

① 紹介生徒の「学科名」・「性別」・「氏名」の各欄を5名分1列(計5名)から5名分2列(計10名)とした。

② 紹介生徒欄の下に(氏名は五十音順)という文言を追加した。

(7) 平成8(1996)年度改定

① 「添付書類 履歴書・身上書、調査書」の文言を「添付書類 履歴書・調査書」とした。

② 用紙の規格をB5版(縦置き:1段)からA4版(横置き:2段)とした。

③ 用紙の規格をA4版(横置き:2段)としたため、紹介生徒の「学科名」・「性別」・「氏名」の各欄を2段目に移動し、本文中の「下記」を「右記」と変更した。

- ④ 用紙の規格をA4版（横置き：2段）としたため、紹介生徒の「学科名」・「性別」・「氏名」欄を5名分2列（計10名）から10名分1列（計10名）とした。
- ⑤ 紹介生徒欄の下の（氏名は五十音順）という文言を削除した。
- なお、改定後の紹介書<sup>(8)</sup>を別紙資料4に示す。

(8) 平成19（2007）年度改定

- 本文に次の下線の文言を追加・変更し表現を丁寧にした。

<改定後>

時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、先般お申し込みいただきました求人について、右のとおり生徒を紹介いたしますのでよろしくお願ひもうしあげます。

なお、採否通知は学校および本人分各一通を作成して、速やかに学校へお送りください。

また、不採用の場合は、今後の指導に生かしたいと考えますので、その理由をできるだけ詳細に記入いただき、応募書類とともに学校あてに送付いただきますようお願いいたします。

（選考日時、場所、方法、携行品の通知は、学校および本人あてにお送りください。）なお、改定後の紹介書<sup>(9)</sup>を別紙資料5に示す。

#### 4 履歴書（近畿高等学校統一用紙 その2）の改定の歴史

ここでは履歴書と表記したが、制定当初、履歴書と身上書があった<sup>(10)</sup>。平成8（1996）年度の改正で、両者を合わせて履歴書となったので、以下の平成8年度までの記述については、履歴書、身上書とその都度（）内に表記する。なお、縦書き表記と示した欄以外の欄はすべて横書き表記である。

(1) 昭和48（1973）年度改定（身上書）

- ① 〔得意な教科・科目〕を〔好きな教科・科目〕に変更  
② 特技・資格欄の「年月」を「取得年月」に変更

(2) 昭和50（1975）年度改定（履歴書）

- ① 履歴書に「連絡先」欄を追加し、ふりがな、郵便番号、住所、電話欄を設けた。  
② 履歴書の最下部に「連絡先欄には、現住所以外のところに連絡を希望する場合のみに記入する。」という文章を追記した。

<考察>

「連絡先」欄の追加については根拠が見いだせなかったもので、当時のことを知る方にインタビューを行ったところ次のように言われた。「全国統一用紙と言われていたが、当時は近畿地方だけでなく、独自に定めた用紙を使用している県もあった。全国高等学校長協会就職用統一用紙専門委員会が昭和47（1972）年6月10日付で実施した就職応募書類の統一様式についての調査結果では、真に全国統一用紙を制定しようとする意見がありそのことから『近畿も同調してほしい』と言われていた。

その影響でつまり全国統一用紙に近づける意味で『連絡先』欄を追加することになった。」<sup>(11)</sup>

(3) 昭和 60 (1985) 年度改定 (履歴書と身上書)

- ① 履歴書と身上書を履歴書・身上書とした。
- ② 個人写真のサイズを横 50mm×縦 65mmから横 30mm×縦 40mmに変更した。
- ③ 「本籍地」欄を「本籍」欄とした。
- ④ 「現住所」欄と「連絡先」欄の電話番号を削除した。
- ⑤ 「学歴・職歴」欄は、「履歴」欄(縦書き表記)を左端に新設しその右側に、「学歴・職歴」欄(縦書き表記)とした。  
→ 記入しやすいように、欄を広げるためである。
- ⑥ 「取得年月日」欄と「特技・資格」欄を廃止し、「資格等」欄(縦書き表記)を左端に新設しその右側に「取得年月日」欄と「資格等の名称」欄を新設した。
- ⑦ 「趣味」欄を「趣味・特技」欄とした。
- ⑧ 「好きな教科・科目」欄を廃止
- ⑨ 「志望動機」欄と「希望職種」欄を一つにまとめ、「志望の動機 希望の職種」欄(それぞれ縦書き表記)とした。
- ⑩ 「家族氏名、性別、年齢」の各欄は、「家族」欄(縦書き表記)を左端に新設しその右側に「氏名、性別、年齢」の各欄とした。
- ⑪ 「備考」欄を新設した。  
→ 希望勤務地等を記入するために設けられた<sup>(12)</sup>。

改定後の履歴書<sup>(13)</sup>を別紙資料 7 に示す。

<考察>

これらの改定は昭和 59 (1984) 年度全国統一用紙の改定を参考に行われ、全国統一用紙に歩み寄ったとされている<sup>(14)</sup>。

この改定では、前述の④に示したように電話番号が削除されたことの意味が大きい、採用選考する側が自宅などに電話し、生徒本人の能力・適性に関わらないことを聞きだすことを防ぐことにつながった。なお、昭和 60 (1985) 年にも全国統一用紙の改定の通知文が文部省から発出されたが、調査書について極めて評判が悪く 1 年で調査書のみ改定となった。

(4) 平成 8 (1996) 年度改定

- ① 履歴書・身上書を履歴書とした。
- ② 「男・女」欄(縦書き表記)を「性別」欄とし、男女の別を記入する方式とした。
- ③ 「本籍」欄を削除した。
- ④ 保護者に係る本人との「続柄」欄及び「年齢」欄を削除した。
- ⑤ 「履歴」欄を「学歴・職歴」欄とし、学歴を「中学校卒業」からではなく「高等学校卒業」から記入する方式とした。
- ⑥ 「家族」欄を削除した。
- ⑦ 用紙の規格を A 4 版とした。
- ⑧ 元号記入による様式その他、西暦記入による様式も設けた。

#### <考察>

- ・「家族」欄の内容からは、一人っ子、末っ子、ひとり親家庭など類推され、生徒本人の能力・適性に関係ないことで採否を判断される可能性があったが、「家族」欄が削除されたことでこの可能性はなくなった。また、もともと身上書は家族構成などを記載するものであったことから、身上書とする意味がなくなったので、履歴書・身上書が履歴書となったと考える。
- ・「男・女」欄（縦書き表記）は上に「男」、下に「女」が記載されていて、いずれかを○で囲む方式であったが、「男」の方が上位という意識を無意識のうちに生徒達に刷り込むことになりかねなかった。したがって、男女平等の観点から性別を記入する方式に変更されたと考える。
- ・「本籍」欄は都道府県名を記入する方式であったが、どの都道府県に本籍があるかは、生徒本人の能力・適性になら関係ないことである。また外国籍生徒は「本籍」欄に国籍を記入していたことから、「本籍」欄は結果として日本国籍かそうでないかの判別使用されることになり、外国籍生徒の差別を助長しかねない可能性があったと考える。筆者としては「本籍」欄が削除されるまであまりにも年数を要したと言わざるを得ない。
- ・保護者に係る本人との「続柄」欄及び「年齢」欄については、保護者との続柄が、父母であっても、祖父母であっても、施設長であっても、業務を遂行する上で何ら関係のないことである。保護者の年齢も名前も同様である。しかしこの年度の改定で「保護者氏名」欄は残ってしまった。生徒本人と保護者の姓が異なる場合、面接時にそのことが尋ねられる可能性があり、離婚したのか？病死したのか？等本人の能力・適性に関係のない内容に及ぶ。「保護者氏名」欄の廃止については、平成 17（2007）年度改正まで持ち越されるのである。
- ・履歴書の「学歴・職歴」欄において高等学校から記入することにした理由は中学校卒業から記入すれば、公立中学校の場合、通学区は定められていることから、中学校名を見ただけで同和地区出身者ではないかと勘繰られる可能性があったからであると考え。
- ・履歴書は個人が記入する私文書であり、元号表記を義務付ける必要はない。

これらのことは、全国統一用紙の改定に関わる文部省の通知<sup>(15)</sup>（平成 8（1996）年 3 月 21 日発出）によって、近進協が近畿統一用紙の改定に動いたと考える。唯一、文部省の通知文と異なるのは、履歴書に西暦表記の様式を定めた点である。改定後の履歴書<sup>(16)</sup>を別紙資料 8・9 に示す。

#### (5) 平成 17（2007）年度改正

- 「保護者氏名」欄を削除した（別紙資料 10 参照）。

#### <考察>

保護者の氏名は、生徒本人の能力・適性に何ら関係ない。

#### (6) 平成 19（2009）年度改定

- 「所属クラブ等」欄を「校内外の諸活動」欄に変更した。

(7) 平成 28 (2016) 年度改正

○ 「氏名」欄から「㊟」の文字を削除した。

改定後の履歴書<sup>(17)</sup>を別紙資料 11 に示す。

<考察>

全国統一用紙では平成 17 (2007) 年度に「氏名」欄の「㊟」はすでに削除されていた<sup>(18)</sup>。

5 まとめにかえて

近進協が昭和 46 (1971) 年 2 月に近畿統一用紙を制定した後、大阪府教育委員会事務局は西日本高等学校統一用紙制定に向けて、中国、四国、九州の地区の教育委員会、進路指導研究会に働きかけ、2 回の会合<sup>(19)</sup>を開催した。その際、提出された福岡県高等学校統一用紙の紹介書(別紙資料 12 参照)に、次のような文言があった。

「不採用者があった場合は、応募書類を学校へ返却の際にその理由についてお知らせください」

この文言を参考に近畿統一用紙の紹介書が昭和 48 (1973) 年に改定されたと考えるが、このことによって不採用の理由を明確に知ることができ、生徒の指導に生かすだけでなく、差別の疑いのある事象を把握することができ、生徒が記入する就職受験報告書(別紙資料 13 参照)や生徒からの聞き取り調査と教育行政や労働行政の取組みとあいまって差別事象の減少に大きく寄与した<sup>(20)</sup>。全国統一用紙にない紹介書の存在は極めて大きいと考える。

次に履歴書については、近進協は昭和 50 年代に全高進に対して、全国統一用紙を近畿統一用紙の制定の趣旨に則って改定すべしと要望していたが受け入れられず、独自性を保つことを選んだ<sup>(21)</sup>。

文部省は全国統一用紙制定・使用の通知文<sup>(22)</sup>を昭和 46 (1971) 年 4 月発出後、全国統一用紙の改正に関わる通知文は昭和 48 (1973) 年 5 月<sup>(23)</sup>に初めて発出したが次のような文章が追加されていた。

「なお、特別の事情があつて都道府県または 2 以上の都道府県において別に就職のための応募書類を統一的に定める必要がある場合においては上記の趣旨に沿って定めるようご配慮ください。」

ここで記されている「2 以上の都道府県において」とは、他にないので近畿 2 府 4 県のことをさす<sup>(24)</sup>。つまり、国としては近畿の取組みをとりあえずは「特別な事情があつて」認めたとも取れる。しかし「特別な事情があつて」とは何をさすのであろうか。近進協が、事務の簡素化を主眼において制定された<sup>(25)</sup>紹介書のない全国統一用紙に同調しないことをさすのであろうか。筆者にはわからない。ただ、筆者の大阪府教育委員会事務局における高校教育課指導主事並びに障害教育課首席指導主事としての通算 5 年間の行政経験をもとに考えると、全国統一用紙が真に全国統一用紙になっていないことから、全国を管轄する省庁としてはこの文言を追加しなければ全国を管理していること



にならなかったのではないかと考える。なお、昭和 48(1973)年 5 月以降、5 通の通知文<sup>(26) ~ (30)</sup>が発出されているが必ずこの文章は記載されている。

ところで、全国統一用紙に関する通知は文部省、平成 13 (2001) 年 1 月に実施された省庁の再編以降は文部科学省による。一方、近畿統一用紙は近畿高等学校進路指導連絡協議会による。近畿高等学校進路指導連絡協議会は近畿の府県毎の府立別、県立別、私立別並びに政令指令都市立別の高等学校進路指導研究会役員が構成メンバーである。つまり進路指導主事を務める教員の組織なのである。中央省庁の役人にとって、教員の団体が公印を押す紹介書や調査書の様式を制定して流布することは認めることができないことであると考え。かつて広島県においては広島県統一用紙<sup>(31)</sup>を使用していたが現在は全国統一用紙が使用されている<sup>(32)</sup>。昭和 60 (1985) 年 7 月に広島県校高等学校進路指導協議会が独断で全国版広島県統一用紙を高等学校に配布し混乱を招いたとされている<sup>(33)</sup>。詳しい経緯はわからないが、近畿 2 府 4 県の各府県に対しても全国統一用紙採用への働きかけは今後もあると考える。

近畿統一用紙はすでに述べたように人権尊重を基盤に制定されたが全国統一用紙は事務の簡素化が主眼であった。しかし、本論考で述べたように履歴書の「保護者氏名」欄の削除、押印の廃止は、全国統一用紙の方が早かった。学校現場は特別支援教育や外国にルーツのある児童・生徒の増加<sup>(34)</sup>などで様変わりしている。近進協の方々には、現場感覚を生かして就職差別をなくすには何をどのように改定するのか、例えば「性別」欄や個人写真の有無、氏名は名前ではいけないのかなど、スピード感を持って決定し全国統一用紙を凌駕していただきたい。

また、先生方には、生徒本人の能力・適性以外のこと、生徒本人に責任のないことで採否を決定させないという近畿統一用紙制定の根底にあるものを再確認し、就職受験報告書の取組みをさらに充実させるだけでなく、事業所への啓発にも取組み就職差別の根絶に向けて粘り強く取り組んでいただきたいと願う。

最後に、平成 30 (2018) 年 5 月 15 日に開催された大阪府高等学校進路指導研究会総会後に近畿統一用紙の制定までの経過について講演を行った際「近畿統一用紙の改定過程についても知りたい」との要望があった。このことが契機となって約 20 年前から少しずつ集めてきた資料を整理し、完全ではないものの本論考をまとめることができた。大阪府高等学校進路指導研究会の皆様にご心から感謝申し上げたい。

## 【注】

- (1) 大阪府公立高等学校教頭会人権教育委員会研修 平成 26 (2014) 年 11 月 12 日 於：大阪府立柴島高等学校
- (2) 森 均「近畿高等学校統一応募用紙の制定過程に関する実証的研究—大阪府高等学校進路指導研究会の立場から—」 摂南大学教育学研究 第 11 号 2015 年 1 月 pp53-75
- (3) 大阪府高等学校進路指導研究会創立 40 周年記念誌 「概説年表」 平成 17(2005)年 3 月 31 日 pp69-72
- (4) 「近畿高等学校進路指導連絡協議会所定用紙 (近畿高等学校統一応募用紙)」 大阪府高等学校進路指導研究会機関誌「進路」 第 5 号 昭和 46 (1971) 年 3 月 31 日 pp39

- (5) 「新規高等学校卒業者の応募書類について（依頼）」 昭和 48 年 8 月 9 日付 48 教委指一第 864 号 各事業主宛 大阪府教育委員会教育長・大阪府企画部長・大阪府労働部長・大阪市教育委員会教育長発
- (6) 「新規高等学校卒業者の就職用応募書類等について（依頼）」 昭和 54 年 7 月 2 日付 教委指一第 360 号 各事業主宛 大阪府教育委員会教育長・大阪府企画部長・大阪府労働部長・大阪市教育委員会教育長発
- (7) 金井 辰男 「昭和 53 年度全国高等学校進路指導協議会、近畿高等学校および大阪府・市・私立高等学校進路指導連絡協議会報告」 大阪府高等学校進路指導研究会機関誌「進路」 第 13 号 昭和 54（1979）年 3 月 31 日 pp71
- (8) 「新規高等学校卒業者の就職用応募書類等について（依頼）」 平成 8 年 8 月 9 日付 教委高第 427 号 各事業主宛 大阪府教育委員会教育長・大阪府生活文化部長・大阪府労働部長・大阪市教育委員会教育長発
- (9) 「新規高等学校卒業者の就職用応募書類等について（依頼）」 平成 23 年 7 月 12 日付 教委高第 1917 号 各事業主宛 大阪府教育委員会教育長・大阪府生活文化部長・大阪府商工労働部長・大阪市教育委員会教育長・堺市教育委員会教育長発
- (10) 「近畿高等学校進路指導連絡協議会所定用紙（近畿高等学校統一応募用紙）」別紙資料 6 参照 大阪府高等学校進路指導研究会機関誌「進路」 第 5 号 昭和 46（1971）年 3 月 31 日 pp40-41
- (11) 金井 辰男 近畿高等学校進路指導連絡協議会並びに大阪府高等学校進路指導研究会会長で、近畿高等学校統一応募用紙制定に関わられた。事前に文書で依頼し、平成 17（2005）年 10 月 16 日にインタビューを行った。
- (12) 田中 弘志 「近畿高等学校統一用紙の作成の経緯」 平成 4 年度 高等学校進路指導講座（大阪府講座）資料 平成 4（1992）年 12 月 15 日 於：大阪府教育センター
- (13) 「新規高等学校卒業者の就職用応募書類等について（依頼）」 昭和 62 年 6 月 27 日付 教委指一第 343 号 各事業主宛 大阪府教育委員会教育長・大阪府企画部長・大阪府労働部長・大阪市教育委員会教育長発
- (14) 注（12）参照
- (15) 「高等学校卒業者の就職応募書類の様式の改定について（通知）」 平成 8 年 3 月 21 日付 8 初職第 19 号 各都道府県教育委員会指導主管部課長・私立学校主管部課長・附属高等学校を置く 国立大学長宛 文部省初等中等教育局職業教育課長 池田大祐発
- (16) 注（8）参照
- (17) 「新規高等学校卒業者の就職用応募書類等について（依頼）」 平成 28 年 7 月 11 日付 教高第 2071 号 各事業主宛 大阪府教育委員会教育長・大阪府商工労働部長・大阪市教育委員会教育長・堺市教育委員会教育長発
- (18) 「新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る応募書類の様式の一部改定について」 平成 17 年 3 月 29 日付 16 文科初第 1289 号 職発第 0329008 号 文部科学省初等中等教育局長銭谷眞美・厚生労働省職業安定局長青木功発<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/05010501/005.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010501/005.htm)>（2018 年 7 月 24 日アクセス）
- (19) 「西日本地区高等学校新規卒業予定者の就職問題打合せ会」 第 1 回 昭和 47（1972）年 7 月 21 日、第 2 回 昭和 48（1973）年 5 月 31 日 とともに大阪市天王寺区なにわ会館で開催された。
- (20) 注（12）から引用

表 近畿高等学校統一応募用紙制定後の違反事象件数の推移

問題事象	年度										
	昭和46 1971	47 1972	48 1973	49 1974	50 1975	51 1976	52 1977	53 1978	54 1979	55 1980	
社用紙の使用	464	94	34	2	3	10	1	4	4	0	
戸籍謄(抄)本の提出	61	2	(15)	(1)	(1)	(4)	0	0	0	0	
身元調査の実施	184	12	7	4	1	1	0	0	1	0	
面接時の不適切質問	656	381	91	57	56	35	27	41	31	23	
作文の不適切なテーマ	90	19	8	3	3	3	1	0	2	0	

注：（ ）内の数値は内定後に提出された件数

- (21) 注(12)参照
- (22) 「高等学校卒業者の就職応募書類の様式の統一について(通知)」 昭和46年4月30日付 46初職第29号 各都道府県教育委員会指導主管部課長・私立学校主管部課長宛 文部省初等中等教育局職業教育課長 阿部充夫発
- (23) 「高等学校卒業者の就職応募書類の様式の統一について(通知)」 昭和48年5月7日付 48初職第17号 各都道府県教育委員会指導主管部課長・私立学校主管部課長宛 文部省初等中等教育局職業教育課長 中西貞夫発 別紙資料14参照
- (24) 注(12)参照 平成4(1992)年度の時点では神奈川県、熊本県、埼玉県、広島県、福岡県が県独自の統一応募用紙を使用していた。
- (25) 注(2)参照
- (26) 「高等学校卒業者の就職応募書類の様式の統一について(通知)」 昭和50(1975)年5月20日付 50初職第23号 各都道府県教育委員会指導主管部課長・私立学校主管部課長宛 文部省初等中等教育局職業教育課長 斎藤尚夫発
- (27) 「高等学校卒業者の就職応募書類の様式の統一について(通知)」 昭和59(1984)年5月14日付 59初職第16号 各都道府県教育委員会指導主管部課長・私立学校主管部課長・附属高等学校を置く国立大学長宛 文部省初等中等教育局職業教育課長 阿部憲司発
- (28) 「高等学校卒業者の就職応募書類の様式の統一について(通知)」 昭和60(1985)年4月19日付 60初職第14号 各都道府県教育委員会指導主管部課長・私立学校主管部課長・附属高等学校を置く国立大学長宛 文部省初等中等教育局職業教育課長 菊川 治発
- (29) 注(15)参照
- (30) 注(18)参照
- (31) 広島県高等学校進路指導協議会・広島県高等学校同和教育推進協議会 「許すまい!就職差別<統一用紙制定の経過>」 平成8(1996)年7月5日 pp108
- (32) 「平成30年3月高等学校等新規卒業者の採用選考について(お願い)」平成29(2017)年8月9日付 各事業主宛 広島県教育委員会教育長・広島県環境県民局長・広島県商工労働局長 発
- (33) 注(31)pp158参照
- (34) 森 均 「都道府県別校長免許状創設の提言-『校長の専門職基準』に関する考察から-」 摂南大学教育学研究 第14号 2018年3月 pp15-29

昭和 年 月 日

殿

高等学校長 氏名 印

紹 介 書

貴社ますますご隆昌のこととお喜び申し上げます。

さて過般本校卒業見込み者を貴社へ紹介するようご依頼を賜わり厚くお礼申し上げます。

つきましては下記の者を紹介いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

記

学科名	性別	氏 名	学科名	性別	氏 名

添付書類 履歴書・身上書・調査書 以上( )名

(近畿高等学校進路指導連絡協議会所定用紙)

昭和 年 月 日

殿

高等学校長氏名

印

## 紹 介 書

貴社ますますご隆昌のこととお喜び申し上げます。

さて、過般お申し込みいただきました求人について、下記の生徒を紹介いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、不採用があつた場合は、今後の指導に役立てたいので、理由を明記して書類を学校へ返却してください。

## 記

学 科 名	性 別	氏 名	学 科 名	性 別	氏 名

添付書類 履歴書・身上書・調査書・以上（ ）名

(近畿高等学校統一用紙 その1)

昭和 年 月 日

殿

高等学校長

氏名

印

## 紹 介 書

貴社ますますご隆昌のこととお喜び申し上げます。

さて、過般お申し込みいただきました求人について、下記の生徒を紹介いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、採否通知は学校および本人分各一通を作成して、速やかに学校へお送り下さい。また、不採用の場合は、今後の指導に役立てたいので、その理由を具体的に明記し、応募書類とともに学校に送付して下さい。

(選考日時、場所、方法、携行品の通知は、学校および本人あてにお願いします。)

### 記

学 科 名	性 別	氏 名	学 科 名	性 別	氏 名

添付書類 履歴書・身上書・調査書 以上 ( )名

(近畿高等学校統一用紙 その1)

平成 年 月 日

様

学校長

団

### 紹介書

貴社ますます御隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、過般お申し込みいただきました求人について、右記の生徒を紹介いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、採否通知は学校および本人分各一通を作成して、速やかに学校へお送り下さい。

また、不採用の場合は、今後の指導に役立てたく考えますので、その理由を具体的に明記し、応募書類とともに学校あてに送付して下さい。

(選考日時、場所、方法、携行品の通知は、学校および本人あてにお願いします)

記

学 科 名	性 別	氏 名

添付書類 履歴書・調査書 以上 ( ) 名

平成 年 月 日

記

様

学 科 名	性 別	氏 名

学校



校長

### 紹 介 書

時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、先般お申し込みいただきました求人について、右のとおり生徒を紹介いたしますのでよろしくお願い申しあげます。

なお、採否通知は学校および本人分各一通を作成して、速やかに学校へお送りください。

また、不採用の場合は、今後の指導に生かしたいと考えますので、その理由をできるだけ詳細に記入いただき、応募書類とともに学校あてに送付いただきますようお願いいたします。

(選考日時、場所、方法、携行品の通知は、学校および本人あてにお送り

ください。)

添付書類 履歴書・調査書 以上 ( ) 名

(近畿高等学校統一用紙 その1 平成19年度改定)



別紙資料 6

身 上 書

履 歴 書 (昭和 年 月 日現在)		写 真 (50×65)
ふりがな	印	
本人氏名	昭和 年 月 日生男・女	
保護者氏名	本人との続柄( )	
本籍地	都 道 府 県	
ふりがな		
現住所		
郵便番号	—	電話
		呼出( )方

[得意な教科・科目]
[所属クラブ等]
[趣味]
[志望動機]
[希望職種]

年 月	学 歴 ・ 職 歴
・	中学校卒業
・	
・	
・	
・	
・	
・	
年 月	特 技 ・ 資 格
・	
・	
・	
・	
・	

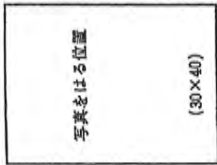
家族氏名	性別	年齢	家族氏名	性別	年齢

(近畿高等学校進路指導連絡協議会所定用紙)

# 履歴書・身上書

昭和 年 月 日 現在

ふりがな	男・女
氏名	◎
生年月日	昭和 年 月 日 生 ( 歳)
本籍	部・道・府・県



ふりがな	□□□□		
現住所	□□□□		
ふりがな	□□□□		
連絡先	□□□□		
保護者氏名	本人との続柄	年齢	歳

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学歴	昭和 年 月	中学校卒業
職歴	昭和 年 月	
職歴	昭和 年 月	
職歴	昭和 年 月	
職歴	昭和 年 月	
職歴	昭和 年 月	
職歴	昭和 年 月	
職歴	昭和 年 月	
職歴	昭和 年 月	
職歴	昭和 年 月	

資格等	取得年月日	資格等の名称
趣味・特技		
所属クラブ等		
希望の職種 希望の動機		

氏名	性別	年齢	氏名	性別	年齢

備考
----

# 履 歴 書

平成 年 月 日現在

ふりがな	性別
氏 名	(印)
生年月日	昭和 年 月 日生(満 歳)

写真をはる位置  
(30×40mm)

ふりがな	〒
現住所	
ふりがな	〒
連絡先	
保護者氏名	(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

資格等	取得年月日	資格等の名称
資格等		
趣味・特技		所属の等
希望の職種		
備考		

学 歴	平 成 年 月	入 学
・	平 成 年 月	
職 歴	平 成 年 月	
	平 成 年 月	
	平 成 年 月	
	平 成 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

(近畿高等学校統一用紙 その2 平成8年度改定)

# 履 歴 書

年 月 日現在

ふりがな	性別
氏 名	(印)

写真をはる位置  
(30×40mm)

年 月 日生(満 歳)

ふりがな	〒
現住所	
ふりがな	〒
連絡先	

(連絡先欄は現住所以外に  
連絡を希望する場合のみ  
記入すること)

学 歴	年 月	入 学
・	年 月	
職 歴	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

資 格 等	取 得 年 月 日	資 格 等 の 名 称
種 別・特 技		所 属 クラス 等
志 望 の 職 種		
備 考		

(近畿高等学校統一用紙 その2 1996年度改定)

# 履 歴 書

年 月 日 現在		写真をはる位置 (30×40mm)
ふりがな	性別	
氏名	印	
生年月日	年 月 日 生 (満 歳)	
ふりがな	〒	
現住所		
ふりがな	〒	
連絡先		

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歴 ・ 職 歴	年 月	入 学
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

資 格 等	取 得 年 月	資 格 等 の 名 称
趣 味 ・ 特 技		所 属 ク ラ ブ 等
希 望 の 職 種		
備 考		

別紙資料 11

履 歴 書

ふりがな	平成 年 月 日現在	写真をはる位置 (30×40mm)
氏名	性別	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 (満 歳)	
ふりがな		
現住所	〒	
ふりがな		
連絡先	〒	

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歴	平成 年 月	入学
・	平成 年 月	
職 歴	平成 年 月	
	平成 年 月	
	平成 年 月	
	平成 年 月	

資 格 等	取得年月	資 格 等 の 名 称
趣 味 ・ 特 技		校 内 外 の 諸 活 動
志 望 の 職 種 希 望 の 動 機		
備 考		

(近畿高等学校統一用紙 その2 平成28年度改定)

昭和 年 月 日

殿

(学校名)

(校長名)

㊤

### 紹 介 書

貴社ますますご発展のこととお喜び申し上げます。

さて、先般本校卒業見込みの生徒の推薦方ご依頼を賜わり厚く御礼申し上げます。

つきましては、下記の生徒をご紹介しますので、よろしくご選考のほどお願い申し上げます。

### 記

学 科 名	性別	氏 名	学 科 名	性別	氏 名

添付書類 履歴書・身上書、調査書 各 部

摘 要

- 1 氏名の記載は順不同
- 2 不採用者があった場合は、応募書類を学校へ返却の際その理由についてお知らせ下さい

(福岡県高等学校統一用紙)

平成 年 月 日 (記入)

平成 30 年度 就職受験報告書

受験者	年 組	科 名 前	性別
受験事業所名	【受験分野番号】		

受験日	月 日	4. 色覚検査	月 日
1. 面接試験	月 日	5. 健康診断	月 日
2. 筆記試験	月 日		
3. 適性検査	月 日		

実施日	月 日	1. 訪問	3. その他 ( )
調査方法		2. 電話	3. その他 ( )
調査場所	1. 事業所	2. 調査機関	3. その他 ( )
調査方法	1. 自宅	2. 学校	3. 近隣
調査内容	( )		4. その他 ( )

該当する記号に○をつけ、必要事項を簡潔に記入してください。

面接試験	1. 個人面接	2. 集団面接	3. その他 ( )
筆記試験	1. 一般常識	2. 国語	3. 社会
	7. 専門科目	4. 数学	5. 理科
	8. その他 ( )		6. 英語
作文	1. 題名 ( )		
適性検査	1. クレペリン	2. 知能検査	3. 性格検査
	5. その他 ( )	4. 職業適性	
色覚検査または健康診断	1. 色覚検査	2. 問診	3. X線検査
	6. 血液検査 ( cc 採血)	4. 尿検査	5. 心電図
		7. その他 ( )	
※目的を説明されましたか?	有 ・ 無	一目的とは?	( )
その他	( )		

就業用応募事項 以外の書類への 記入および提出	就業所指定の用紙による書類 1. 面接時の事前質問用紙 4. 家族調書 その他 1. 戸籍謄(抄)本 2. その他 ( )	(交通費支給に関する書類 および 健康診断票は除く) 2. 高願書 8. 居住調書(就労りの地図を含む) 5. その他 ( )
-------------------------------	--	--

引き継ぎ面接試験で質問された項目の内容を簡潔に記入してください。

質問項目	質問内容
1. 思想に関して	
2. 生活信条に関して	
3. 宗教について	
4. 支持政党	
5. 尊敬する人物	
6. 木暮・国籍・出生地	
7. 住居とその環境	
8. 家族の収入	
9. 家族の学歴・職業	
10. 家族の関係	
11. 保護者について	
12. 家庭の環境	
13. 生い立ち	
14. 男女雇用機会均等法に関して	
15. 過去の病氣・入院経歴	
16. 学校外の加入団体	
17. 健康状態	
18. 趣味	
19. 愛読書	
20. 志望動機	
21. 希望職種	
22. 部・クラブ活動	
23. 友人関係	
24. アルバイトの経験	
25. 教科内容	
26. 応募前職場見学について	
27	
その他	・性別で異なる取扱い ・受験時の印象 など



4 8 初 職 第 1 7 号  
昭 和 4 8 年 5 月 7 日

殿

文部省初等中等教育局  
職業教育課長 中 西 貞 夫

高等学校卒業者の就職応募書類の様式の統一について（通知）

標記の件については、さきに昭和46年4月30日付け46初職第29号通知をもって、全国高等学校長協会が定めた就職のための応募書類の統一様式を使用することについてご配慮願うよう通知したところであるが、このたび全国高等学校長協会においては、就職のための応募書類の統一様式を改善し、別添のとおり定めたので、文部省、労働省および全国高等学校長協会との協議により、この統一様式を使用するようお願いするようおいつそうの普及を図ることとしました。

就職のための応募書類の様式の統一は、高等学校における就職あっせん事務の適正化と簡素化を図るとともに、採用のための選考に際しての不合理な差別の排除を意図しているものであります。

各都道府県教育委員会においては、管下の高等学校に対してこの趣旨を徹底させ、学校における就職事務がいつそう円滑に進められるようご配慮願います。

なお、特別の事情があつて都道府県または2以上の都道府県において別に就職のための応募書類を統一的に定める必要がある場合においては、上記の趣旨に沿って定められるようご配慮ください。

本信送付先

各都道府県教育委員会指導主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長

注： 下線は筆者による